

地主様・  
不動産オーナー様  
必見!



## 相続税土地評価

# 不動産鑑定士フジミヤの まるっと相続塾

フジ総合グループ  
(フジ相続税理士法人/フジ総合鑑定)代表 藤宮 浩 不動産鑑定士

第100回

## 生産緑地の評価と2022年問題 買い取り申し出までの期間に応じて減額

といいます。生産  
緑地は主に、東京、  
大阪、名古屋の三  
大都市圏に分布し  
ています。

生産緑地の指定  
を受けると、その  
土地での農業経営  
が義務付けられ、  
農林漁業経営に関  
係のない建築物を  
建てる、宅地を  
造成したりすると  
いうことは原則、  
できなくなります。

一方で、固定資産  
税が大幅に安くなる上、相  
続発生時に、相続税の支払  
いを先延ばしできる制度  
(相続税の納税猶予)など  
を利用することが可能です。

生産緑地は条件が厳しく、  
解除できるのは、「指定告示」

日から30年を経過したと  
き、「主たる従事者(※)が死  
亡したとき」「主たる従事  
者がなんらかの故障によつ  
て農林漁業に従事すること  
が困難になったとき」のい  
ずれかに当てはまる場合の  
みです。これらに該当する  
と、生産緑地所有者は、市

区町村に対し土地の買い取  
りを申し出ることができます。  
ただし、市区町村は財  
政上の理由などから買い取  
りに応じることはほとんど  
ありません。この場合、市  
区町村は、他の農林漁業希  
望者に取得を促すことにな  
りますが、ここでも取得の

申し出がない場合、生産緑  
地としての指定が解除され  
ます。

生産緑地の相続税は、そ  
の土地が生産緑地でないも  
のとして評価した価額から、  
買い取り申し出までの期間  
に応じた割合を差し引いた  
金額によって評価します。

※主たる従事者は、農業経営の中心的人物をいいますが、生産緑地の所有者と同一であることが大半です。

### 生産緑地の2022年問題 って?

現行の生産緑地の約8割は1992  
年に指定を受けたもので、2022  
年に指定後30年を迎えます。  
30年を迎えた生産緑地は解除可能となることから、後継  
者がいろいろな理由として解除が行われ、宅地の  
供給により不動産価格が下落することが「2022年問題」  
として懸念されています。

### 特定生産緑地

2022年問題に対処するため、国は「特定生産緑地制度」  
を創設しました。指定から30年が近づいた生産緑地につ  
き、市区町村ごとに受け付けています。

特定生産緑地の指定は都市計画決定後30年が経過する前に行う必要があります。期限を過ぎると指定を受けることはできません。市区町村ごとに受け付けています。

### 生産緑地の多い都市ランキング

順位	都市名	決定面積(ha)	地区数	順位	都市名	決定面積(ha)	地区数
1	京都府京都市	544.8	2,035	19	東京都三郷市	132.3	291
2	埼玉県さいたま市	311.1	1,297	20	大阪府八尾市	131.7	643
3	神奈川県横浜市	280.5	1,617	21	埼玉県川越市	131.3	458
4	神奈川県川崎市	268.1	1,710	22	東京都青梅市	127.9	704
5	愛知県名古屋市	247.4	1,744	23	埼玉県川口市	124.0	482
6	東京都八王子市	226.9	1,046	24	東京都東村山市	123.5	327
7	静岡県静岡市	217.1	1,951	25	千葉県柏戸市	122.6	497
8	東京都町田市	212.7	1,023	26	東京都国分寺市	122.4	261
9	東京都立川市	198.1	372	27	愛知県一宮市	121.3	985
10	東京都練馬区	177.8	649	28	神奈川県相模原市	120.8	826
11	千葉県船橋市	172.1	481	29	東京都調布市	115.6	418
12	東京都清瀬市	166.5	255	30	東京都西東京市	112.0	288
13	東京都小平市	161.5	352	31	大阪府岸和田市	110.0	598
14	千葉県柏市	158.5	553	32	東京都日野市	109.6	430
15	大阪府堺市	151.8	818	33	大阪府東大阪市	108.5	644
16	大阪府泉佐野市	138.9	579				
17	東京都東久留米市	133.9	305				
18	三重県四日市市	133.6	733				
合計		12,332.3	59,201				

### Profile



不動産鑑定士  
フジミヤ先生



地主  
マモルさん



マモルとは結婚して30年。相続手続きはマモルに任せっきりだったが、フジミヤ先生の相続塾で土地の評価について興味を持ち始めた。

